

2017年7月18日 全15頁

銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し案公表

国内基準行は2019年3月期より自己資本の20%を超えないかモニタリング

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 6月30日、金融庁が金利リスクのモニタリング手法等の見直しに関して、開示に関する告示及び監督指針の改正案を公表した。7月31日までコメントが募集されている。
- 今回の改正案は、昨年4月に公表されたバーゼル銀行監督委員会の最終文書や最近の金利環境等を踏まえ、いわゆる「アウトライヤー基準」を見直すものである。現行のアウトライヤー基準では、国際統一基準行・国内基準行いずれも、銀行勘定の金利リスクが自己資本の20%を超えていないか当局によってモニタリングが行われている。
- 今回の改正案では、国際統一基準行について、2018年3月期から、銀行勘定の金利リスクが「Tier1資本の15%」を超えていないかモニタリングが行われる。銀行勘定の金利リスクの計測手法の見直しも行われ、金利ショックによる経済的価値の減少額を6個の所定のシナリオで、金利収益の減少額を2個の所定のシナリオで計測する。また、開示項目が拡充され、コア預金の平均満期・最長満期等の記載が求められる。
- 国内基準行については、国際統一基準行の1年後の2019年3月期から、銀行勘定の金利リスクが「自己資本の20%」（現行比率を維持）を超えていないかモニタリングが行われる。ただし、国内基準行については、銀行勘定の金利リスクの計測手法が今回の改正案では明らかにはなっていない。
- なお、金利リスクが上記の比率を超えた場合でも、直ちに業務改善命令の対象になるわけではなく、早期警戒制度の下、当局と銀行との間で深度ある対話が行われ、課題とその原因を共有し、銀行は改善対応策の策定が促される。改善対応策が行われ、例えば債券の売却を行う場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、適切なタイミングが選択されるように留意して監督が行われる。

1. はじめに

6月30日、金融庁が、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに関して、自己資本比率規制の開示（いわゆる第3の柱）に関する告示と「主要行等向けの総合的な監督指針」（以下、「主要行監督指針」という）¹・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下、「中小・地域金融機関監督指針」という）²等の改正案を公表した³。7月31日までコメントが募集されている。

今回の改正案は、2016年4月にバーゼル銀行監督委員会が公表した「銀行勘定の金利リスク（IRRBB; Interest Rate Risk in the Banking Book）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、金利リスクのモニタリングや関連する開示事項を見直すものである。ポイントは、国際統一基準行については、2018年3月期より国際合意に沿って銀行勘定の金利リスクがTier1資本の15%を超えていないかモニタリングされるのに対し、国内基準行については1年後の2019年3月期より、国際合意を一部修正し、銀行勘定の金利リスクが自己資本の20%を超えていないかモニタリングされるということである。国際統一基準行・国内基準行いずれも、銀行勘定の金利リスクは資本賦課の対象ではない。

今回の改正案の全体像は以下のようにまとめることができるだろう。

図表1 改正案の全体像

	主な内容	適用時期	
		国際統一基準行	国内基準行
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行勘定の金利リスク（※1）が以下の水準を超えないかモニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・国際統一基準行：Tier1資本の15% ・国内基準行：自己資本の20%（※2） 		2019年3月期
開示	（国際統一基準行について以下の見直し） <ul style="list-style-type: none"> ○開示様式を定め、銀行勘定の金利リスクの計測シナリオを規定 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的価値の減少額は6個、金利収益の減少額は2個 ○定性的開示事項を拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・流動性預金の平均・最長満期や満期割り当てのモデル等を追加（国内基準行についての改正案は盛り込まれていない） 	2018年3月期	（改正案未公表）

（※1）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額を指す。この額の具体的な計測手法は開示に関する告示の改正案で規定されている。

（※2）現行制度の下でも、国内基準行については、銀行勘定の金利リスクが自己資本の20%を超えるかモニタリングが行われており、この比率は維持されている。しかし、銀行勘定の金利リスクの計測手法の見直しは、国内基準行については現時点で明らかではない。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

¹ いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、ゆうちょ銀行が主要行等に該当する。

² 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組が中小・地域金融機関に該当する。

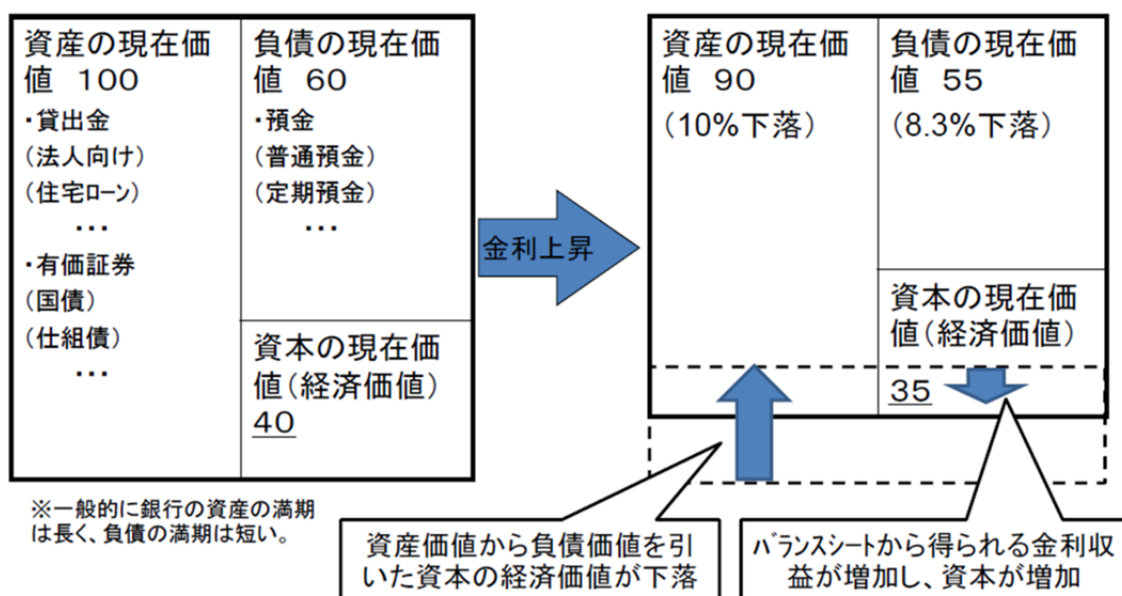
³ 金融庁ウェブサイト参照（<http://www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20160630-1/20170630-1.html>）。

2. 現行制度における取扱い

(1) 銀行勘定の金利リスクとは

銀行の業務は、貸出や預金を中心とした取引を経理する銀行勘定と、金利等の変動による短期的な売買差益の確保を目的に行う取引を経理するトレーディング勘定に分類される。銀行勘定の金利リスクとは、金利水準の変動により、銀行勘定の資産・負債の市場価格あるいは収益が変動することにより生じるリスクを指す。典型的な事例として、金利上昇が銀行のバランスシートに与える影響を図示すると、以下のようになる。

図表2 金利上昇が銀行のバランスシートに与える影響



(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『銀行勘定の金利リスク』の概要」(2015年8月) (<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20150609-1/02.pdf>)

図表2の通り、金利が上昇した場合、銀行が資産として保有している有価証券(国債・外債等)や貸出金の経済的価値、及び銀行の負債である預金の経済的価値がそれぞれ減少する。一般的に銀行は「短期調達、長期運用」を行っており、資産の満期は長く、負債の満期は短いため、資産の経済的価値の減少額(純資産のマイナスになる)の方が負債の経済的価値の減少額(純資産のプラスになる)よりも大きくなる傾向にある。そのため、金利が上昇した場合、一般的に、資産価値から負債価値を引いた資本の経済的価値は下落することになる。一方、金利が上昇した場合、金利収益は増加することになる。

(2) 現行制度における取扱い

銀行の自己資本比率規制の枠組みは、一般に、最低所要自己資本を備えることを求める規制(国際統一基準行の場合、総自己資本がリスクアセットの8%以上など)が知られているが、正

確には 3 本の柱で構成されている。上記の最低所要自己資本を備えることを求める規制枠組みは「第 1 の柱」と呼ばれ、さらに、各銀行が抱えるリスクを銀行自ら把握して銀行が策定した自己資本戦略を当局が監督上検証する「第 2 の柱」と、自己資本比率等を情報開示して市場規律を活用する「第 3 の柱」で構成されている。

上記の銀行勘定の金利リスクは、バーゼル銀行監督委員会が 2004 年にまとめたガイドライン⁴（以下、「2004 年ガイドライン」という）に沿って、我が国において、「第 1 の柱」ではなく、「第 2 の柱」の下で扱われ⁵、最低所要自己資本を定めた銀行法の告示ではなく、監督指針に定められている。

監督指針には、最低所要自己資本比率を上回る銀行に対して、当局が収益性やリスクに着目したモニタリングを行う「早期警戒制度」という監督枠組みが設けられており、国際統一基準行及び国内基準行に同様に適用されている。早期警戒制度では、銀行が一定のリスクについて早期警戒ラインに該当した場合、ヒアリングや、必要に応じ報告徴求、業務改善命令が実施される⁶（安定性改善措置）。この早期警戒ラインとして、一定の前提の下で算出される「銀行勘定の金利リスク」が、自己資本 (Tier1 資本+Tier2 資本) の 20% を超えるか否かという基準（「アウトライヤー⁷基準」と呼ばれる）が定められている。アウトライヤー基準に該当した銀行に対しては、早期警戒制度の下、上記の安定性改善措置が取られることになる。

現行の監督指針では、「銀行勘定の金利リスク」は、原則として⁸、上下に一定の「標準的金利ショック」を与えた場合の、銀行勘定の資産・負債・オフバランスシート項目のネットの経済的価値の低下額として算出される。そして、標準的金利ショックは、監督指針において、以下のいずれかを銀行が選択することとされている⁹。

- ①上下 200 ベーシス・ポイント（2%）の平行移動による金利ショック
- ②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動のうち、下から 1% 目の数値（※）と 99% 目の数値（※）による金利ショック

（※）下から 1% 目の数値を「1 パーセンタイル値」、下から 99% 目の数値を「99 パーセンタイル値」という。

上記の通り、銀行勘定の金利リスクは金利ショックが与えられた場合のネットの経済的価値の低下額として算出される。金利が上昇した場合を前提に説明すると、金利上昇による資産の

⁴ バーゼル銀行監督委員会「金利リスクの管理と監督のための諸原則」（2004 年 7 月公表）。

⁵ 一方、トレーディング勘定における金利リスクは、「第 1 の柱」の下、資本賦課の対象となっている（最低所要自己資本の分母の「市場リスク」の計算に反映されている）。

⁶ 早期警戒ラインに該当する場合でも、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする、とされている（主要行監督指針Ⅲ-2-3-1-5（4）の（注）等参照）。

⁷ 統計上の「外れ値」という意味。

⁸ 銀行が内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法がある場合は、その合理性を当局に説明できれば、その方法を使用することが認められる（主要行等監督指針Ⅲ-2-3-3（1）③ロの（注 1）三. 参照）。

⁹ 近年、低金利の状況が続いているため、本文枠内の②の標準的金利ショックの方が金利リスク量は小さく算出される（アウトライヤー基準に該当する範囲が狭まる）傾向にある。そのため、多くの銀行は標準的金利ショックとして本文枠内の②を選択していると言われる。

目減り（前掲図表 2 では 10（＝100－90））から負債の縮減額（図表 2 では 5（＝60－55））を引いた額（図表 2 では 5（＝10－5））と算出される。そのため、負債の縮減額が大きいほど、銀行勘定の金利リスクは小さくなる。負債は、満期が長いほど金利上昇時の縮減額が大きいため、満期が長い負債が多いほど銀行勘定の金利リスクは小さくなることになる。

ところで、一般に銀行の普通預金などの中には、随時払い出しが可能であるにもかかわらず、実態上は引き出されることなく、長期間銀行に滞留するものがあり、このような預金は「コア預金」¹⁰と呼ばれる。コア預金は実態を踏まえ、監督指針上、満期が長い負債として扱われる。前述の通り、満期が長い負債が多いほど銀行勘定の金利リスクは小さくなるため、コア預金が多いほど、また、引き出しまでの期間が長いほど銀行勘定の金利リスクは小さくなる。

3. 見直しの経緯¹¹

我が国の自己資本比率規制の枠組みでは、前述のように、銀行勘定の金利リスクは、「第 2 の柱」（銀行の自己管理と監督上の検証）の下で扱われ、資本賦課の対象となっていない。これは、前述の通り、バーゼル銀行監督委員会の「2004 年ガイドライン」に沿ったものである。

2013 年春にバーゼル銀行監督委員会が、銀行勘定の金利リスクを「第 2 の柱」の下で扱うことを見直す検討を開始した。見直しを行う目的¹²は、一つは、現在の非常に低い金利水準を踏まえ、将来の金利の上昇により生じる可能性のある損失を補うため、銀行に適切な水準の資本を備えるように促すことと、もう一つは、会計処理の異なるトレーディング勘定と銀行勘定の間で銀行が有利な勘定の方に計上しようとするといった規制の裁定行為を行うインセンティブを制限することである。

当初、2015 年 6 月 8 日にバーゼル銀行監督委員会が公表した市中協議文書では、銀行勘定の金利リスクを「第 1 の柱」の下で資本賦課の対象とする案と、「第 2 の柱」の下で銀行の自己管理と監督上の検証の対象とする（資本賦課の対象としない）案の両論が併記された。しかし、市中協議の結果、2016 年 4 月 21 日にバーゼル銀行監督委員会が公表した最終文書では、「第 2 の柱」の下で扱われることとされ、2018 年から適用することとされた。

¹⁰ 現行監督指針では、コア預金の定義が、以下の a. 又は b. と規定されている（主要行等監督指針Ⅲ-2-3-3-3(1)③口の（注 1）二、等参照）。

a. ①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は 5 年以内（平均 2.5 年以内）として銀行が独自に定める。

b. 銀行の内部管理上の定義

しかし、今回の監督指針改正案による改正後は、この定義は適用されなくなる。

¹¹ 見直しの経緯について、大和総研レポート 鈴木利光「IRRBB、コア預金の最長満期の開示が必要に」（2017 年 6 月 9 日）（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170609_012056.html）参照。

¹² バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」（2015 年 6 月 8 日）参照。

図表 3 最終文書と 2004 年ガイドラインの比較

		最終文書	現行(2004年ガイドライン)
ショック シナリオ (注1)	形状	6シナリオ (パラレル上・下、スティープ、フラット、短期上・下)	2シナリオ (パラレル上・下)
	ショック 幅	円100bp、米ドル・ユーロ200bp、 英ポンド250bp(通貨ごとに設定)	200bp又は過去5年の1%/99%タイル値
監督上の基準値 (アウトライヤー比率)		Tier 1の15% 各国当局が追加的な基準を設定可能(注2)	Tier 1 + Tier 2の20%
監督上の対応		<ul style="list-style-type: none"> 監督上の基準値を超えた銀行が、過大な金利リスクを抱えていないか、当局がレビューを実施。 レビューの結果も踏まえ、金利リスクテイクやリスク管理等に問題がある場合には、少なくとも次のうちの1つの措置を採るよう求めなければならない。 ①リスクの削減、②資本増強、③内部モデルのパラメーター制限、④リスク管理向上 	<ul style="list-style-type: none"> 基準値を超えた銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払わなければならない。 銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断される場合には、 ①リスクの削減、②資本増強、または、③両者の組み合わせ、を求める是正措置を検討すべき。
開示		<ul style="list-style-type: none"> 定性的開示: リスク管理方針等 定量的開示: <ul style="list-style-type: none"> 経済価値(6シナリオ毎)及び期間収益の変動額をTier 1の額と対比する形で開示 コア預金の平均・最長満期 	<ul style="list-style-type: none"> 定性的開示: リスク管理方針等 定量的開示: 経済価値又は期間収益の変動額(アウトライヤー比率は非開示)
ピアレビュー		・監督当局間で協力および情報交換	(記載なし)

(注1) アウトライヤー比率や開示における金利リスク量計測には内部モデルを使用が認められているが、その場合でも6つのシナリオ、円100bp等のショック幅の使用は義務付けられる。

(注2) 例えば、規制資本を上回る余剰額(資本バッファ)と金利リスク量の対比など。

(出所) 金融庁総務企画局参事官 白川俊介「国際金融規制(バーゼル規制の最近の動向)」(2016年6月13日)

最終文書のポイントは銀行勘定の金利リスクを「第2の柱」で扱うとしたことだが、具体的な扱いについても様々な見直しを行っている。例えば、金利ショックシナリオは、2004年ガイドラインでは、200ベーシスポイント又は過去5年の1パーセント値と99パーセント値とされているが、最終文書ではこの比率が廃止され、代わりに通貨ごとにショックの幅が設定され、例えば円の場合は100ベーシスポイント、米ドル・ユーロの場合は200ベーシスポイントとされている。また、金利ショックのシナリオは、2004年ガイドラインではイールドカーブの上下の平行移動(パラレル)の2シナリオのみだが、最終文書では、パラレル上下、スティープ化、フラット化、短期金利上昇・低下の6シナリオが設定されている。

さらに、アウトライヤー基準の比率は、2004年ガイドラインではTier1資本とTier2資本の合計の20%だが、最終文書では、Tier1資本の15%に厳格化されている(ただし、各国当局が追加的な基準を設定可能)。以上に加え、コア預金の平均・最長満期の開示を求めるなど、開示内容も拡充されている。

4. 監督指針等の改正案の概要

(1) 監督指針等の改正案の公表

6月30日、金融庁は、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに関して主要行監督指針及び中小・金融機関監督指針等及び「第3の柱」に関する告示¹³（以下「開示告示」という）の改正案を公表した。7月31日までコメントが募集されている。

今回の改正案は、前述のバーゼル銀行監督委員会の最終文書の内容（図表3参照）や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクにかかるモニタリング等について見直す観点から、以下の改正を行っている。

- ◆モニタリングに関する改正
 - 監督指針：アウトライヤー基準の見直し、早期警戒ラインの該当銀行への対応の具体化
- ◆開示に関する改正（国際統一基準行に適用）（※）
 - 開示告示：定量的開示項目の開示様式を定め、金利リスクの計測手法を規定
 - 監督指針：定性的開示項目の開示における留意点を拡充

（※）監督指針・開示告示は、6月23日に全面的な改正案（未制定）が公表されており、今回の改正案は6月23日付の改正案をさらに改正する案である。

今回の改正案は、国際統一基準行と国内基準行の双方について見直しを行っているが、適用時期が以下のように異なっている。

図表4 国際統一基準行と国内基準行についての改正内容の適用時期（予定）

	国際統一基準行	国内基準行
モニタリングに関する改正	2018年3月期（※1）	2019年3月期（※2）
開示に関する改正		（改正案が未公表）

（※1）監督指針改正案・開示告示改正案は、2018年3月31日から適用開始予定。

（※2）主要行監督指針改正案Ⅲ-2-3-3-3(1)ロ、中小・地域金融機関監督指針改正案Ⅱ-2-5-3(2)②参照。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 国際統一基準行についての改正案

(ア) モニタリングに関する改正案

(A) アウトライヤー基準の見直し

今回の改正案では、国際統一基準行の「アウトライヤー基準」¹⁴がバーゼル銀行監督委員会の最終文書に沿って見直されており、図表5のa.及びb.に該当すれば、オフサイト・モニタリン

¹³ 正式名称は「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」。

¹⁴ 監督指針の改正案では、「アウトライヤー基準」という文言は現行制度上の基準のみを指しており、改正案で追加される基準については、特段名称は付されておらず、「アウトライヤー基準」と呼ばれているわけではない。ここでは、早期警戒制度の対応措置が行われる銀行を特定する基準という意味で便宜的に使用している。

グに基づく早期警戒として「深度ある対話を行う必要があると認められる銀行」として特定される（主要行監督指針改正案Ⅲ-2-3-3-3(1)③ロ、中小・地域金融機関監督指針改正案Ⅱ-2-5-3(2)②）。2018年3月31日以降は以下の基準が適用される。

図表5 アウトライヤー基準の改正案（国際統一基準行）

a. 重要性テスト	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額（※）の最大値 > Tier1 資本の 15%
b. オフサイトモニタリングデータの追加分析	収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。

（※）後述の開示告示改正案に規定される△EVEを指す。具体的計測方法は末尾別紙参照。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

上記「b. オフサイトモニタリングデータの追加分析」は、具体的には、以下の①を基本的な着目点としつつ、②～⑤の観点等を踏まえ、銀行と深度ある対話を行う必要性について判断するとされている（ただし、例えば①において両者が具体的にどのような関係である場合が問題になるかは明らかでない）。

- | |
|---|
| <p>①「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」（※）との関係</p> <p>②「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」（※）との関係</p> <p>③「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」（※）との関係</p> <p>④「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係</p> <p>⑤「金利ショックが将来収益に与える影響」</p> |
|---|

（※）自己資本の最低水準を上回る額。

◆内部モデルを使用する場合の留意点

銀行は、銀行勘定の金利リスクを内部モデルを使用して計測することが認められるが、その場合は次ページ枠内の①②を全て満たすことが求められる。また、「監督にあたっては、内部モデルの使用が計算上の金利リスク量に与える影響についても留意する」とされている。

- | |
|--|
| <p>①モデルの検証及びガバナンス態勢の構築が適切に行われること</p> <p>②モデルについての必要な情報（※1）、管理の枠組み（※2）及び検証の過程が適切に文書化されること</p> |
|--|

（※1）目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等。

（※2）方針、検証の手順、組織体制等。

◆「行動オプション性」の反映

銀行が銀行勘定の金利リスクを計測する際には、重要性に応じて、いわゆる「行動オプション性」を適切に考慮する¹⁵ことが求められる。「行動オプション性」とは、「金利変動に対する顧客の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響」を指し、行動オプション性の考慮が求められる事例として、以下が挙げられている。例えば①は、普通預金（流動性預金）より定期預金の金利が高くなったときに、普通預金を預けている顧客は、定期預金に預け替えた方が有利であるにもかかわらず、そのようにせず、普通預金に資金が滞留する場合は該当する。

- ①流動性預金の滞留
- ②固定金利貸出の期限前返済
- ③定期預金の早期解約
- ④個人向けの金利コミットメントラインの実行 等

◆重要性テストに該当した場合の留意点

監督指針改正案は、重要性テストに該当した場合について以下のように記載し、重要性テストに該当したことをもって、「銀行が過大なリスクテイクを行っているとはみなされるものではない」ことを明らかにしている。なお、現行監督指針にも、現行のアウトライヤー基準に該当した場合について同様の記載がある。

重要性テストに該当したことをもって、銀行が過大なリスクテイクを行っているとはみなされるものではない。また、オフサイトモニタリングデータの追加分析を通じて、健全性の観点から深度ある対話を行う必要があると認められる場合であっても、改善対応が自動的に求められるものではない。改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、留意して監督を行うものとする。（下線は引用者による）

(B) 早期警戒ラインに該当した銀行への対応の具体化

監督指針改正案は、上記のアウトライヤー基準を含め、早期警戒ラインに該当した銀行への対応を具体化¹⁶しており、図表6の対応等を行うとされている。銀行の自己評価を十分に踏まえながら課題とその原因を明確化すること、必要に応じて、改善対応策の実行状況をフォローアップすることとされている（主要行監督指針改正案Ⅲ-2-3-1-5(4)、中小・地域金融機関監督指針改正案Ⅱ-2-2-2）。

¹⁵ 内部モデルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮する。

¹⁶ 現行監督指針では、早期警戒ラインに該当した銀行への対応として、ヒアリングや報告徴求等でリスク等の実態を把握し、銀行に的確なリスク管理を促すことが記載されている。

図表6 早期警戒ラインに該当した銀行への対応（※1）

①当局における分析	基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、銀行が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。
②対話を通じた課題の明確化と共有	構築した仮説に基づき、銀行の自己評価を十分に踏まえながら、当局と銀行との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。
③改善に向けた監督・対話	共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う（※2）。

（※1）個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しては、上記①から③の取り組み方を基本としつつも、銀行の規模・特性等に応じた対応を行う。

（※2）銀行による改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、当局は、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認する。

（出所）主要行監督指針改正案Ⅲ-2-3-1-5(4)、中小・地域金融機関監督指針改正案Ⅱ-2-2-2

（イ）開示に関する改正案

現行開示告示で、銀行勘定の金利リスクに関して、以下の項目を開示することが求められている（開示告示2条3項9号等）。

①定量的開示項目

(a) 銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

②定性的開示項目

(a) リスク管理の方針及び手続の概要¹⁷

(b) 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要¹⁸

（A）定量的開示項目の様式

開示告示改正案は、定量的開示項目がバーゼル銀行監督委員会の最終文書に沿って見直され、銀行勘定の金利リスク¹⁹について、期末に図表7の様式で開示するよう求めている（開示告示改正案2条5項、別紙様式2号30面）。中間期末にも同様の様式で開示することが求められる（開示告示改正案3条4項、別紙様式4号24面）。

¹⁷ 監督指針により、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢の記載が求められる（主要行監督指針Ⅲ-3-2-4-4(2)⑩、中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-9-4-4(2)⑩）。

¹⁸ 監督指針により、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む）、リスク計測の頻度等の記載が求められる（主要行監督指針Ⅲ-3-2-4-4(2)⑩、中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-9-4-4(2)⑩）。

¹⁹ 開示告示改正案では、「金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く）」と規定されている。

図表 7 銀行勘定の金利リスクの記載様式

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE (※1)		ΔNII (※2)	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	Tier1 資本の額				

(※1) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。EVEは Economic Value of Equity の略 (引用者追記)。

(※2) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。NII は Net Interest Income の略 (引用者追記)。

(出所) 開示告示改正案別紙様式 2 号 30 面

図表 7 の様式の各欄には、項番 1~6 のシナリオに沿って計測された ΔEVE (経済的価値の減少額)、項番 1・2 のシナリオに沿って計測された ΔNII (金利収益の減少額)、及びそれらの最大値を記載する。これらの計測方法は、開示告示改正案の別紙様式 2 号 30 面の注記に詳細が定められている (計測方法の詳細については、本稿末尾の別紙参照)。

例えば、「上方パラレルシフト」のシナリオでは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、一定の金利変動幅を加える金利ショックに基づき、ΔEVE 及び ΔNII を計測することとされている。金利変動幅は、通貨ごとに定められており、日本円の場合は 100 ベーシス・ポイント、米ドル・ユーロの場合は 200 ベーシス・ポイント、英ポンドの場合は 250 ベーシス・ポイントとされている。

(B) 定性的開示項目の記載内容の拡充

銀行勘定の金利リスクに関連して、開示告示で記載が求められる定性的開示項目は、今回の改正案では基本的に維持されているが²⁰、記載上の留意事項を規定している監督指針は、今回の

²⁰ 現行開示告示の「銀行勘定の金利リスク」という文言が、「金利リスク (マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く)」という文言に修正されている。また、「内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要」が、「金利リスク (マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。引用者追記) の算定手法の概要」に修正されている。

改正案で記載内容を拡充している。具体的には、「金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。）」について、下記の記載が求められる（主要行監督指針改正案Ⅲ-3-2-4-4(1)⑩、中小・地域金融機関監督指針改正案Ⅲ-4-9-4-4(1)⑩）。

図表 8 定性的開示項目の記載内容

開示告示改正案で記載が求められる事項	監督指針改正案に規定されている記載上の留意事項
①リスク管理の方針及び手続の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明 ・リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明 ・金利リスク計測の頻度 ・ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明
②金利リスクの算定手法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> —流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 —流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 —流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提 —貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提 —複数の通貨の集計方法及びその前提 —スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等） —内部モデルの使用等、ΔEVE 及びΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提 —前事業年度末の開示からの変動に関する説明 —計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 ・銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> —金利ショックに関する説明 —金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE 及びΔNII と大きく異なる点）

（出所）開示告示改正案 2 条 3 項 10 号、主要行監督指針改正案Ⅲ-3-2-4-4(1)⑩、中小・地域金融機関監督指針改正案Ⅲ-4-9-4-4(1)⑩を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 国内基準行についての改正案

前述のように、今回の改正案は国内基準行について、モニタリングに関する改正が、国際統一基準行の1年後の2019年3月期から適用予定であることが明らかにされた。しかし、**国内基準行についての開示に関する改正は今回の改正案に含まれていない**。モニタリングに関する改正は、国際統一基準行と基本的に同様の枠組みが適用されるが、主な違いとして、アウトライヤー基準の重要性テストが、国内基準行では「自己資本の20%」が基準になっている（ただし、銀行勘定の金利リスクの計測方法は現時点で不明）。以下、国内基準行についてのモニタリングに関する改正案について説明するが、国際統一基準行との相違点は下線でハイライトしている。

今回の改正案では、国内基準行についても、「アウトライヤー基準」が基本的に国際統一基準行と同様の枠組みに見直されている。図表9のa.及びb.に該当すれば、「深度ある対話を行う必要があると認められる銀行」と特定される（主要行監督指針改正案Ⅲ-2-3-3-3(1)③ロ、中小・地域金融機関監督指針改正案Ⅱ-2-5-3(2)②）。**2019年3月期**以降は下記の基準が適用される。

図表9 アウトライヤー基準の改正案（国内基準行）

a. 重要性テスト	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額（※）の最大値 > 自己資本の20%
b. オフサイトモニタリングデータの追加分析	収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。

（※）ΔEVEを指すが**具体的計測方法は現時点で明らかでない**（今後公表される開示告示改正案で明らかになると予想される）。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

上記「b. オフサイトモニタリングデータの追加分析」は、具体的には、以下の①を基本的な着目点としつつ、以下の②～⑤の観点等を踏まえ、銀行と深度ある対話を行う必要性について判断するとされている（ただし、例えば①において両者が具体的にどのような関係の場合が問題になるかは明らかでない）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」（※1）との関係 ② 「金利ショックによる有価証券の価格変動に係るリスク」と「自己資本の余裕」（※1）との関係 ③ 「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」（※1）との関係 ④ 「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係 ⑤ 「金利ショックが将来収益に与える影響」（※2） |
|--|

（※1）自己資本の最低水準を上回る額。**国内基準行の場合、有価証券の含み損益を勘案する（なお、国際統一基準行の場合は現行制度においても自己資本に有価証券の含み損益が勘案されている）。**

（※2）**国内基準行の場合、本項目は2020年3月期より適用する。**

国際統一基準行について、4.(2)(ア)(A)の「内部モデルを使用する場合の留意点」「『行動オプション性』の反映」「重要性テストに該当した場合の留意点」及び4.(2)(ア)(B)で記載した内容は、国内基準行についても同様に当てはまるため、そちらを参照いただきたい。

5. 最後に

現行制度の下で、国際統一基準行・国内基準行ともに、アウトライヤー基準により、銀行勘定の金利リスクのモニタリングはすでに行われている。今回の改正案は、国際統一基準行については、国際合意に沿ってアウトライヤー基準を見直したものであり、その内容は事前に予想されていたものである。

国内基準行についても、現行のアウトライヤー基準が国際統一基準行と基本的に同様の内容のものが適用されていることを踏まえれば、今回の改正案のように、国内基準行にもアウトライヤー基準に同様の見直しが行なわれることは、ある程度想定できたのではないと思われる。この点、今回の改正案に関して、国内基準行が外債等の債券運用を増やしている状況を踏まえ、国内基準行に対して、金利変動に備えて債券保有についての「新規制」が導入されるといった論調の報道²¹が行なわれたが、若干ミスリーディングだと思われる。

なお、報道でも触れられ、本稿でも記載の通り、銀行勘定の金利リスクが自己資本の一定水準（国内基準行の場合、20%）を上回ったとしても、過大なリスクテイクを行っているとはみなされるわけではなく、ましてや直ちに業務改善命令が出されたりするわけではない。このような場合、「銀行の自己評価を十分に踏まえながら、当局と銀行との間で深度ある対話を行う」う。その際、「経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因」を踏まえ、銀行が抱えている課題及びその原因について当局との間で「深度ある対話」が行なわれる。「深度ある対話」の結果、改善対応策²²が必要と判断され、例えば、リスク削減のため債券の売却が求められるような場合でも、「金融市場への影響等に十分配慮し」、売却のタイミング等が適切に選択されるように留意するとされている²³。

現行制度において、銀行勘定の金利リスクは銀行の内部モデルで計測することが認められる。今回の見直し案では、前述の通り、内部モデルを使用する場合は、モデルの検証やガバナンス体制の構築が適切に行われることや、モデルについての管理の枠組みや検証の過程などが文書化されることが求められ、実務的には負担が増大すると考えられる。

前述の通り、国内基準行については銀行勘定の金利リスクの具体的計測手法は現時点で明らかではない。国際統一基準行では、経済的価値の減少額は6シナリオで、金利収益の減少額は2シナリオで計測することが明らかにされているが、国内基準行の中には同様の方法で計測することが困難な銀行もある模様である。国内基準行における銀行勘定の金利リスクの具体的計測手法が、早期に明らかにされることが期待される。

(以上)

²¹ 2017年6月8日付日本経済新聞「金融庁、地銀の債券保有に新規制 金利変動に備え」など。

²² 注21の報道記事では、「金融庁は金利リスクを過剰に取る運用を見直し、その分を地元の融資開拓やベンチャー育成、企業再生支援などに充てるよう促す」とされている。

²³ 本稿4.(2)(ア)(B)の図表6②参照（図表6は国内基準行にも適用される）。

(別紙) 銀行勘定の金利リスク²⁴の計測方法

銀行勘定の金利リスクは図表7の様式に従って、6個のシナリオの金利ショックに対するΔEVE(経済的価値の減少額)、及び2個のシナリオの金利ショックに対するΔNII(金利収益の減少額)を記載することが求められる。各シナリオにおける金利ショックはそれぞれ、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに下記の金利変動幅を加えるショックである(開示告示改正案別紙様式2号30面・4号24面)。

図表10 各シナリオにおける金利ショック

シナリオ	加算する金利変動幅
①上方パラレルシフト	下表のパラレルの欄の値
②下方パラレルシフト	下表のパラレルの欄の値にマイナス1を乗じた額
③スティープ化	$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot (\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}) + 0.9 \cdot \{\bar{R}_{long,c} \cdot (1 - e^{-\frac{t}{x}})\}$
④フラット化	$\Delta R_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot (\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}) - 0.6 \cdot \{\bar{R}_{long,c} \cdot (1 - e^{-\frac{t}{x}})\}$
⑤短期金利上昇	$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}$
⑥短期金利低下	上記の $\Delta R_{short,c}(t)$ にマイナス1を乗じた額

(※) c は通貨、 t は将来の期間を年数で表した値、 $\bar{R}_{short,c}$ は下表の短期金利の欄の金利変動幅、 $\bar{R}_{long,c}$ は下表の長期金利の欄の金利変動幅を表す。 x は4とする。

通貨(便宜的に国名を記載)	金利変動幅(単位: ベーシスポイント)		
	パラレル	短期金利	長期金利
日本	100	100	100
スイス	100	150	100
シンガポール	150	200	100
ユーロ参加国、香港	200	250	100
米国、カナダ、サウジアラビア、スウェーデン	200	300	150
英国、中国	250	300	150
韓国	300	400	200
オーストラリア	300	450	200
アルゼンチン、インド、インドネシア、トルコ、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、ロシア	400	500	300
その他	100~400(※)	100~500(※)	100~300(※)

(※) この範囲で自金融機関が定める値。

(出所) 開示告示改正案別紙様式2号30面を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

²⁴ 前述のように、開示告示改正案上は、「金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く)」と規定されている。